

市民等からの布マスクの寄付受領について

国からの布マスク全戸配布を受け、布マスクの寄付に関する問い合わせがあったことから、以下のとおり取り扱うこととする。

1. 寄付受領基準

- (1) 既製品かつ未開封のものに限る。
- (2) 衛生面及び安全性の担保等を考慮し、手作り・開封済のものは受領しない。
- (3) 国からの配布品であるか否かは問わない。

2. 寄付受領方法

- (1) 市役所本庁舎に専用の回収箱を設置し、寄付を受け付ける。
 - ① 設置場所：本庁舎1階 総合案内横
 - ② 設置時間：市役所開庁時間中
 - ③ 設置期間：緊急事態宣言期間中（予定）
- (2) 回収箱設置期間中は寄付に係る手続きを簡略化する。
 - ① 寄付希望者に「寄付申出書」の記入・提出は求めず、回収箱への投函により受領する。
 - ② 回収箱内を管財課で毎日確認の上、寄付品を受入課に提供する。
 - ③ 寄付受入課から管財課への事務連絡は省略し、授受簿により提供数量のみ管理する。
 - ④ 寄付受領報告については、管財課が月末に計数し、市長決裁をあげる。
- (3) 外出自粛を要請していることを鑑み、郵送による寄付も併せて受け付ける。
 - ① 郵送先：管財課管財係
 - ② 郵送に係る費用は寄付希望者の負担とする。
 - ③ 受領した寄付品は、回収箱への寄付品と同様に取り扱う。

3. 活用方法

生活福祉課等において、マスク未着用の相談来庁者への提供用等として使用する。

（従来は使い捨てマスクを使用）

※対策本部会議で決定後、全庁に周知の上、受入課を募集する。

4. その他

- (1) 職員による対面での受領は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から基本的に行わない。
ただし、安全・衛生面に配慮し、常時職員等の目に触れる場所に回収箱を設置する。
- (2) 回収箱内に不審物等マスク以外の物品が投函された場合、必要に応じて防犯カメラ映像等を確認の上、拾得物に準じて処理する。
- (3) 布マスク以外の寄付については、引き続き従来の手順に沿って受領する。
特に、使い捨てマスクの寄付については、安全対策課等での受入れを想定して受領する。
- (4) 布マスクを含む感染症対策用品の寄付については、市ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関するよくある質問」に掲載して周知する。

<参考>従来の寄付受領手順等

- (1) 受領基準
寄付申出があった場合、受入課があれば受領する。
- (2) 受領手順
通常は受入課が申出者から寄付物品等を受領し、管財課に事務連絡を送付する。
管財課は、市長決裁の上、寄付申出者に挨拶状・受領書等の送付や市報掲載を行う。